

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定によって、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時

平成二十年二月十四日（木） 午後一時から午後三時三十分

二 試験の場所

広島市安佐南区安東六丁目一三番一号
学校法人安田学園 安田女子大学

三 試験の方法

筆記試験

四 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

五 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 文部科学大臣の指定した学校において、二年以上看護に関する学科を修めた者（平成二十年三月三十一日までに修業する見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校において、三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十年三月三十一日までに修業する見込みの者を含む。）
- 4 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
- 5 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で看護師免許を得た者で、知事が適当であると認めた者

六 受験の手続

1 願書の提出期間及び受付時間

平成二十年一月四日（金）から平成二十年一月十七日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く（郵送の場合は、平成二十年一月十七日までの消印があるものに限り受け付ける。）。受付時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

2 願書の提出先

広島県福祉保健部保健医療局医務看護室（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）

3 提出書類

(一) 受験願書

指定の用紙を使用し、必要事項をすべて記入すること。

(二) 受験資格を証明できる次の書類

前記五1から4に該当する者は、学校長又は養成所長が受験願書の所定欄を使用し作成した証明書を提出すること。

なお、修業見込証明又は卒業見込証明で受験した者は、平成二十年三月三十一日までに改めて修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

また、前記五5に該当する者は、事前に広島県福祉保健部保健医療局医務看護室に受験資格を確認の上、広島県知事が受験資格を認めたことを証明した書類等を提出すること。

(三) 写真（出願前六か月以内に撮影した正面・脱帽・上半身像の写真で縦六センチメートル、横四センチメートルとし、学校長又は養成所長が受験者本人と照合したものを写真票の定められた位置にはること。）

七 受験手数料

六千九百円

この手数料は、六千九百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた位置にはって納めること。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

八 受験票の交付

受付期間の最終日から二週間以内に交付する。

九 合格発表

平成二十年三月十三日（木）午前九時から平成二十年三月二十六日（水）午後五時まで、

合格者の受験番号を広島県庁舎前の掲示場に掲示する。

十 合格証書の交付

試験の合格者で、修業証明書又は卒業証明書の提出のあった者には、合格証書を交付する。

十一 その他

1 受験願書等の用紙は、広島県福祉保健部保健医療局医務看護室で交付する。

郵便で請求する場合は、二百円切手をはった、あて先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル、横二十一センチメートル以上のもの）を同封すること。

2 この試験についての問い合わせは、広島県福祉保健部保健医療局医務看護室（電話（〇八二）一五一三―三〇五七「ダイヤルイン」）にすること。